

令和2年10月22日 第51回東海再処理施設安全監視チーム会合
議論のまとめ

令和2年10月22日
東海再処理施設安全監視チーム

○本資料¹は、令和2年10月22日の東海再処理施設安全監視チーム（以下「監視チーム」という。）の第51回会合における議論について、監視チームから日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対する主な要求事項を整理し、東海再処理施設の安全対策に係る議論を簡易的にまとめたものである。

1. 事故対処の有効性評価について

【監視チームの指摘】

○機構の説明によると、今月末に申請される事故対処の有効性評価の内容は、有効性評価の全体のうち、基本方針や、事故選定（蒸発乾固）を申請範囲とするものとして、個別施設（HAW 及び TVF）に係る事故対処の有効性評価は、来年1月に申請するとしていることは理解した。

○また、事故対策が有効に機能することの最終的な評価結果は、必要な訓練、作業体制、資源の確認などが十分に行われていないことから、その実効性を確認した上で、来年1月に申請するとしていることは理解した。1月の申請では、今回改めて伝える点を含め、指摘に対して個別に対応していくのではなく、申請書にどう盛り込んでいくか、という全体的な視点も含めて、事故対処が実効的なものとなるようにすること。

○これまでの会合でも申し伝えているところだが、事故対処の有効性評価について、以下の事項が不明確であり、示されている事故対処が実効的であるとはいえない。

- ・ 事故対処の各手順を実施するに際しての判断基準と優先順位の明確化
- ・ 事故対処に従事する人員を確保できることを示す根拠（事故対処に係る体制図等の添付。）
- ・ 事故の収束のために必要な資源量の算定根拠
- ・ 沸騰に至らないとする未然防止対策を講じるための現実的な時間の猶予（遅延対策を講じた場合を含む。）
- ・ 想定される外部事象が発生した際の所内にある燃料及び水源の使用の優先順位

○特に、事故の収束のために必要な資源量の算定に当たっては、十分な外部支援が見込めない状況が想定される中、長期的に安定した状態を維持できることが必要であるが、定量的な説明がないため、充実していく必要がある。

○また、説明に際しては、事故対処の有効性評価に係る審査基準等に照らした説明を行う必要がある。

¹ 本資料は、会議の進行と同時並行で作成していることから、正確な表現ではない部分があります。また、誤字脱字、体裁等については、会議後に修正のうえホームページに掲載しています。

- これらの指摘は、最終的に事故対処の「手順書」として整理していくことを念頭に検討をしていくこと。
- 以上の指摘については、検討の上で1月の申請書に反映させること。

【機構の回答】

- 今日の指摘は、従来から監視チーム等で指摘されている内容と同様と認識している。
- 審査基準等と照らして漏れがないよう指摘内容について検討し、結果を1月の申請書に反映する。

2. 再処理施設の制御室の安全対策について

【監視チームの指摘】

- 設備の構成の根拠となるデータについて以下のような情報が不足しており、設備の構成が目的に対して適切なものであるか判断ができないため、整理して10月末の申請に加えること。
 - ・ 外気取入れに切り換える場合の判断基準
 - ・ 環境測定用機器として設置するとしている有毒ガス濃度計の測定対象、仕様及びその根拠
- また、有毒ガス濃度計については、今後実施する予定としている有毒ガス発生源の調査を踏まえ仕様の見直しをする可能性があるのならば、その旨を申請書に記載すること。

【機構の回答】

- 外気取入れの判断基準については、外部カメラの活用、外気のサンプリング等を用いて判断していくことを考えており、10月の申請書に記載する。
- 有毒ガス濃度計については、一酸化炭素、二酸化炭素等を対象と考えて設置することを考えているが、今後の調査結果に応じて配備する旨を申請書に記載する。